

西脇市教育委員会会議録

令和8年3月定例会

令和8年3月30日

西脇市教育委員会

西脇市教育委員会会議録
令和8年3月定例会

- * 定例会招集方法
文 書
- * 定例会開催年月日
令和8年3月30日
- * 開催場所
委員会室
- * 開会及び閉会時刻
開会 午後3時00分
閉会 午後4時40分
- * 議事日程
別紙議事日程のとおり

- * 本日の会議に付した事件
- | | | |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | — | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第2 | — | 前回会議録の承認について |
| 日程第3 | — | 会期の決定について |
| 日程第4 | — | 教育長報告 |
| 日程第5 | 議案第6号 | 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の改定について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 西脇市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 西脇市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 日程第8 | 報承第3号 | 教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事異動について |
| 日程第9 | 報承第4号 | 令和7年度末教職員人事について |
| 日程第10 | 報告第4号 | 西脇市立小中学校統合校開校準備委員会開催要領の一部改正について |
| 日程第11 | 報告第5号 | 西脇市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について |
| 日程第12 | 報告第6号 | 西脇市立学校情報セキュリティ基本方針の策定について |
| 日程第13 | 報告第7号 | 西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付規程の制定について |

- 日程第14 報告第8号 西脇市保育施設等一時支援金支給事業実施規程の制定について
- 日程第15 報告第9号 西脇市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付規程の制定について

* 出席委員
 教 育 長 遠 藤 一 博
 委 員 岸 本 みのり
 委 員 柴 垣 美 紀
 委 員 藤 尾 寛
 委 員 和 多 眞 乘

* 欠席委員及び欠員
 な し

* 議場に出席したものの職氏名

教 育 管 理 部 長	依 藤 嘉 久
教 育 創 造 部 長	足 立 英 則
教 育 委 員 会 参 事	竹 内 誠
教育総務課長兼学校給食センター所長	宮 崎 和 久
人 権 教 育 課 長	笹 原 祥 市
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 広 幸
生 涯 学 習 課 主 幹	高 瀬 崇
中 央 公 民 館 長	東 田 幸 策
生活文化総合センター館長	生 田 伸 介
図 書 館 長	楠 本 昌 信
学 校 教 育 課 長	宮 下 晋 一
学校教育課主幹兼教育研究室長	山 田 恵 子
学校教育課青少年センター所長	新 保 安 章
幼 保 連 携 課 長	上 田 歌 織
幼 児 教 育 セ ン タ ー 長	橋 本 恭 代

* 会議録作成者の職氏名
 教 育 管 理 部 長 依 藤 嘉 久

令和 8 年 3 月西脇市教育委員会定例会

議 事 日 程

3 月 30 日 午後 3 時開会 委員会室

日程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名委員の指名について
第 2		前回会議録の承認について
第 3		会期の決定について
第 4		教育長報告
第 5	議案第 6 号	西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の改定について
第 6	議案第 7 号	西脇市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
第 7	議案第 8 号	西脇市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について
第 8	報承第 3 号	教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事異動について
第 9	報承第 4 号	令和 7 年度末教職員人事について
第 10	報告第 4 号	西脇市立小中学校統合校開校準備委員会開催要領の一部改正について
第 11	報告第 5 号	西脇市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
第 12	報告第 6 号	西脇市立学校情報セキュリティ基本方針の策定について
第 13	報告第 7 号	西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付規程の制定について
第 14	報告第 8 号	西脇市保育施設等一時支援金支給事業実施規程の制定について
第 15	報告第 9 号	西脇市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付規程の制定について

西脇市教育長 遠 藤 一 博

◎教育長

—————〔教育長あいさつ…記述省略〕—————

◎教育長

開会に先立ちまして、本日、教育委員1名が所用により、会議の開始時間に遅れられるという連絡があり、これを承認しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項により、「教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」とあります。本日の出席者数は5名中4名ですので、教育長及び在任委員の過半数が出席されています。したがって本日はこのまま会議を開催することとします。

なお、途中で本会場に到着されました折には、御参加いただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

◎教育長

まず、日程の第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。会議録署名については、私から指名をさせていただきます。岸本委員、そして和多委員の両氏にお願いいたします。

◎教育長

次に、日程の第2、「前回会議録の承認について」を議題といたします。前回定例会会議録につきまして、全員の御承認をいただいでよろしいでしょうか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎博教育長

それでは、異議なしと認め、全員の承認といたします。

◎教育長

次に、日程の第3、「会期の決定について」を議題といたします。3月30日午後3時から、本日1日と決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎教育長

それでは、異議なしと認め、会期は本日 1 日といたします。

◎教育長

次に、日程の第 4、「教育長報告」を議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

—————〔報告…記述省略〕—————

◎教育長

報告が終わりました。何か御質問がありましたらお願いします。

○委員

教育総務課の第 2 回開校準備委員会の内容や様子を教えていただきたいと思います。

○事務局

第 2 回開校準備委員会ですが、第 1 回開催時に、委員の方から、地区に対してアンケートを実施してほしいとの意向がありました。そのアンケートの速報値が出ましたので、事務局からアンケートの速報値について説明をした後、芳田地区の開校準備委員会の委員から、芳田地区で集まられて、意見交換会をされた内容について御報告がありました。その後、委員長から意見交換に対する提案があり、3 班に分けて意見を出し、その班の中で出た意見を班ごとに発表しました。総括すると、新設統合を思われている方からは、子どもが主体であるとか、統合によって一体感を醸成したいという御意見がありました。一方で校区再編、吸収統合と考えられている方からは、子どもや教職員に対して、費用的な面も含めて負担の軽減、重春小学校への愛着や歴史を守りたいという御意見でした。それらの意見をまとめた内容を第 3 回で提示し、協議していきたいと思っています。

◎教育長

私も会議に出ましたが、先ほど事務局が申したとおり、区長世代の方、保護者の方がグループに分かれて、3 地区の方が一緒になるように構成して話し合いをされ、班ごとに出た意見を発表しました。それぞれの班で理解促進ができたと思える意見交換だったように思います。

それぞれの年齢に応じた心配ごとや地域の声は各自お持ちでしたが、その視点以外の意見も交えてお聞きになり、子どもたちを優先すべきなど、キーワードになるような言葉も 3 つの班の報告の中で共通してあったように思います。出てきた意見の中で、どこを中心に判断すべきかを、3 回目以降で整理をしていくことになると思います。

ほかの項目についてありましたらお願いします。

○委員

P T Aに関することですが、先日、市内の小学校の保護者の方が共働きで、P T Aの活動が負担になるというお話をされていたのを聞きました。新聞記事などでもP T Aの改革をよく目にしますが、市内ではそういった声が上がっているのかをお聞きします。

○事務局

P T Aの活動が、学校にとってどのような働きかけになるのか具体的に知りたいという意見がありました。それを踏まえ、次年度以降に変えられるところは変えていきたいということもおっしゃっていました。

○委員

今年目標の中にコミュニティスクールの推進もあったと思うので、その分野と一緒に、P T Aのあり方を考えるのもいいのかなと思いました。

○事務局

学校にもよりますが、学校現場の声として、確かにP T A活動が負担になっているとの意見もありました。また、子どもの少子化により、P T Aの役員選出についても難しくなっていることもあり、学校によって今の形に合わせた改革が進められているところです。

また、昔に比べますとP T Aの活動自体も簡素化される方向になっていますので、学校ごとにそういった声を聞きながらの対応を進めているところです。

もう1つ、コミュニティスクールは、学校の教育活動を支えるため、P T Aで担ってきたことを地域の方に担っていただく可能性についても、今後検討されていくことになるかと思います。

○委員

西脇小学校の見学会ですが、何人ぐらい参加されたのでしょうか。今回初めて参加された方が、人数は少なかったですが、内容がすごく良かったと話しており、これからも続けてほしいという声を聞いたので、お話ししました。

○事務局

3月15日に行いました西脇小学校の木造校舎見学会ですが、午前2回、午後2回の計4回に分けて行いました。全体の参加者は41名で、去年や一昨年と比べると、減少傾向にはありますが、県外を含めて半数以上の方が遠方から参加されており、遠くは愛知県の方などがいらっしゃいました。

今回初めて行ったのは、ニュース映像の紹介です。西脇小学校と同じ国の重要文化財に指定されている3つの小学校、具体的には、西脇小学校、和歌山県橋本市立高野口小学校及び愛媛県八幡浜市立日土小学校の3校で2月に行ったオンライン交流事業の様子がニュースになったときのものです。3校の中では西脇小学校が一番規模の大きい学校になり、子どもたちも同じ重要文化財の小学校だということで共感し、学びになったとのことでした。

○委員

何回か参加された方で、行くたびに違う企画があり、いろいろなものに関して説明をしてもらい、楽しかったという声も多く聞くので、その都度大変だと思いますが、今後も続けていっていただければと思います。

◎教育長

資料館の学芸員の職員が説明していますが、これまでの経過を踏まえて様々な情報を集約しており、学校同士の交流のニュースなども今回の目玉として話題に挙げたようです。学校関係者、コミュニティスクールの委員の方、おやじの会の方などのいろいろな方々の取組も話題になっています。

よろしいでしょうか。それではほかにないようですので、教育長報告をこれで終わりたいと思います。

◎教育長

次に、日程第5、議案第6号「西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の改定について」を議題といたします。担当者より議案説明をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

議案説明が終わりました。御質問や御意見等ありましたらお願いします。

○委員

「適応指導教室」が「公的な支援施設」へと変わっていますが、何が変わって名前が変わったのか、教えていただけますでしょうか。

○事務局

適応指導教室という言い方は、かつてよく使われていた言葉ですが、本市の場合は、はればれ教室に名称を統一していこうということで、適応指導教室をすべてはればれ教室という表記に改めています。内容に変

わりはありません。なお、校内にサポートルームが開設されておりますので、そちらも追加しています。

◎教育長

不登校の子どもたちが増えてきており、令和5年度から学校の空き教室などを使って、自分たちの教室以外の居場所を設置するということで、サポートルームの設置が国、県の事業として進んできました。令和8年度は、全小中学校12校に開設する予定ですので、追加して記載していることになります。

今回の改定は大きく3つの修正があり、1つ目は、統合の枠組みが変わったことによる開校時期等の修正、2つ目は、黒田庄中学校の今後の展望も含めた中学校区の2拠点化について、3つ目は、字句の修正になります。

2月の定例教育委員会の際に、比延地区からの意見書についての御意見を教育委員の皆様にお聞きしました。地域の声を尊重すべきであるという御意見で、皆さんに共通していたと記憶しています。新たに文面の修正を御覧いただき、御意見があればよろしくお願ひします。

13ページの中学校の統合スケジュール表ですが、黒田庄中学校について、令和8年度以降に「検討」という言葉を記載しています。この点については、令和8年以降、区長会等に進捗等の情報共有を行います。具体的には、令和9年頃を目途に単学級化を見据えて検討を重ね、方向性を決定して2拠点化に整合させていくという説明を図で表記しており、年間何回か情報共有の場を設けるということになろうかと思ひます。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに御意見がないようですので、議案第6号「西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の改定について」を原案のとおり決することに御異議はございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

それでは異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に日程の第6、議案第7号「西脇市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。担当者より議案説明をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

議案説明が終わりました。御質問や御意見等ありましたらお願いします。

学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティスクールと呼びますが、学校長は学校運営協議会の委員の方々に、当該年度の学校の運営方針や教育目標を説明して理解を求めます。承認を得る項目の中に、「教職員の働き方の実態を説明し理解を求める」という項目が1つ増え、学校の説明責任項目が1項目追加になったということになります。

非常に大事な視点だと思いますし、全国的に進めていくという法の改正による対応ですので、計画を作って進めていかなければなりません。教育委員会や、学校運営協議会設置校にも求められるということになります。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに御意見がないようですので議案第7号「西脇市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり決することに御異議はございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

それでは異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

————— 教育委員到着 —————

◎教育長

次に日程の第7、議案第8号「西脇市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。担当者より議案説明をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

議案説明が終わりました。御質問や御意見等ありましたらお願いします。

1つの基準として職場が50人以上ということがあります。50人以上は重春小学校だけで、その他の学校は50人以下という規模です。もう1回

整理して、役職等を説明してもらえませんか。

○事務局

労働安全衛生法では、人数規模に対する体制を区別しています。西脇市もそれに基づき、組織を整理し、役職名についても、かつてのものから新しい名前で整理しました。

50人以上の規模ですと、安全衛生管理者の下に衛生管理者を置くように定められています。今回は重春小学校のみが該当します。また、50人以上の組織には産業医を置くように盛り込まれています。重春小学校は、現在、学校医の林先生が資格を持たれていますので、林先生の選任で話を進めています。

50人未満の規模では、安全衛生管理者が元々おりますが、衛生推進者という名前の者を置くということになっておりますので、衛生推進者につきましては、教頭が該当することになります。

話を戻しますが、50人以上は衛生管理者を置くことになっており、保健体育の教諭、若しくは養護教諭を選任の対象として学校長が任命するということになっています。このように、50人を基準とした2種類の組織の体制に改めさせていただくという改正です。

◎教育長

こういった方々がそれぞれの役割に従って、意見交換や学校全体の巡視や視察、先生方の健康をチェックしていただきながら、職場の方々の衛生管理について御意見をいただくことになっています。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに御意見がないようですので、議案第8号「西脇市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を原案のとおり決することに御異議はございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

それでは異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程の第8、報承第3号「教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事異動について」を議題といたします。担当者より提案説明をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

議案説明が終わりました。御質問や御意見等ありましたらお願いします。

質疑・御意見がないようですので、これより採決に入りたいと思います。報承第3号「教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事異動について」を、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

それでは御異議なしと認めます。よって報承第3号は原案のとおり承認されました。

次に日程第9、報承第4号「令和7年度末教職員人事について」を議題といたします。担当課より提案説明をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

説明が終わりました。冒頭にありましたとおり、教職員の異動に関しては、管理職が今月の31日に新聞掲載、一般職員は4月2日の新聞で公表となりますので、今の段階では、全体の傾向と人数についての公表で御理解をいただきたいと思います。何か御質問がありましたらお願いします。

○事務局

中学校について未配置3名と説明しましたが、兵庫型学習システムにおける2名は、クラスを半分に分けて指導するための教諭ですので、授業実施に当たって、支障はありません。未配置の3名につきましては、引き続き募集をかけていきたいと考えています。

◎教育長

未配置の対応について、分割授業をする場合には、同じ教科の複数の先生が必要ですが、1名で行うことも当然可能です。すぐに支障が出るわけではありませんが、継続して人材確保をしていきます。ほか、いかがでしょうか。

質疑・御意見がないようですので、これより採決に入りたいと思います。報承第4号「令和7年度末教職員人事について」を、原案のとおり

承認することに御異議はございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

それでは御異議なしと認めます。よって、報承第4号は原案のとおり承認されました。

次に日程第10、報告第4号「西脇市立小中学校統合校開校準備委員会開催要領の一部改正について」を議題といたします。担当課より資料説明をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

これから各校区で統合についての協議に移るとき、委員会の名称やお集まりいただく委員の方々の任期をこの改正によって決めました。PTA役員の充て職で選ばれた委員の方について、所属団体の承認が得られれば、継続することができるという一文を入れました。

御質問がなければ、「西脇市立小中学校統合校開校準備委員会開催要領の一部改正について」を終わりたいと思います。

次に、日程第11、報告第5号「西脇市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題といたします。担当課より報告をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

報告が終わりました。学校における働き方改革を推進するねらいがあり、計画を策定しました。何か御質問がありましたらお願いします。

この取組について、令和7年5月に、兵庫県の教育長及び県内の市町教育長から共同のメッセージが発出されました。全県的に進めていくということで、西脇市でも教育委員会から、保護者に対して方向づけを発信しました。準備期間を置き、昨年10月から本格化し、現在で半年ですが、改革推進への意識が徐々に教職員にも浸透してきました。例えば、月ごとの80時間超えの超過勤務は、今の段階でほぼゼロに近づいていま

す。

令和6年度の実績から言うと、80時間超えが小学校で11%、中学校で39%という数値も出ていますが、年に1回でも超えた教諭はカウント1になり、資料に示す割合を占めています。令和11年までの4年間に、時間外労働を縮減し、目標へ近づけていきます。

来年度予算とも関係しますが、校務のDX推進については、自動採点のシステムや出退勤システム、出張等の手続きの電子化などを導入するための予算を計上し、取り組んでいくことになろうと思います。

また、中学校の最終下校時刻も来年度の4月以降30分繰り上げという方向で、共通理解を深めて準備をしています。このように、いろんな取組を重ねながら、4年間で目標を達成したいと思います。

○委員

令和6年度の数字が出ていますが、先生方の土日の出勤はどこに入りますか。

○事務局

1ヶ月当たりのトータルになっておりますので、土日出勤してもこの中に入るようになっていきます。

○委員

時間外勤務に入ってくるということですか。

○事務局

はい。

◎教育長

休日の部活動指導がこの中に入っており、後半に説明のあった部活動の地域クラブへの移行がこれから進みます。

令和9年度に休日の部活動を、令和10年度の夏以降に平日の部活動を地域へ移行することで、教職員の部活動指導の時間数が縮減することと連動しますので、令和11年を目標に頑張ってもらいたいと思っています。

○委員

令和6年度の時間外勤務状況ということで、特定の先生に業務が重なり、勤務時間が長くなっているということはありませんか。

○事務局

職員一人ひとりの勤務時間については把握できています。勤務時間の長い職員は、学校長から聞き取り指導などがあり、業務の標準化を行い、他の職員に振り分けるなど検討をしながら、超過勤務を縮減することを目指しています。

○委員

在校時間が短くなっても、仕事を持ち帰ることがあると、ストレスになるかと思しますので、しっかり管理していただき、皆さんが働きやすいようになればいいなと思います。

○事務局

家に持ち帰っていても意味がないと思いますので、8つの調査項目からアプローチをかけ、各仕事を標準化し、様々な形で先生方の負担を軽減させていきたいと思っております。

○委員

学校の先生は休み時間や給食の時間も教室にいると思いますが、休憩の時間はこういった取り扱いをされていますか。

○事務局

勤務形態や担任の受け持ちで異なりますが、労働基準法に基づき、休憩時間は制度として設けられています。ただ、担任はクラスに張りついて子どもと接することになりますので、休憩時間は思うように取れないといったところがあります。そのため、担任であればこの時間、担任外であればこの時間と設定しながら、1日の勤務の中で個別に工夫して取っていただくことを推奨しています。

◎教育長

それでは、ほかに御質問がないようですので、「西脇市教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を終わります。

次に、日程第12、報告第6号「西脇市立学校情報セキュリティ基本方針の策定について」を議題といたします。担当課より報告をお願いします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

◎教育長

説明に対して、御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは御質問がないようですので、「西脇市立学校情報セキュリティ基本方針の策定について」を終わります。

◎教育長

次に、日程第13、報告第7号「西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付規程の制定について」を議題といたします。担当課より報告をお願いします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

◎教育長

説明に対して、御質問がありましたらお願いします。

○委員

西脇市には、支援施設はどれぐらいありますか。

○事務局

現状ですが、出席扱いを認めているような施設はありません。ただ、4月以降にフリースクール化を進める事業所があるということは聞いていますので、今後、出席扱い等を認め、補助金を交付するというようなことになっていくのではないかと思います。

○委員

はればれ教室とは違うのでしょうか。

○事務局

はればれ教室は公的な機関という位置付けとなっています。本規程で扱う施設は、民間の施設です。

◎教育長

県のガイドライン資料の中には、出席認定が得られる民間の事業所が近隣の市町にはそれぞれに1ヶ所程掲載されています。

本市においては、4月以降準備をされる施設もあるという情報ですので、もしスタートした際には、希望者がありましたら、教育委員会と学校長等が確認を行い、内容を把握した上で認定の判断を一緒に行い、子どもたちを認定していくという手順になります。不登校に対応する居場所や制度は徐々に増えていますので、ニーズのある方や児童生徒に十分な周知をしていく必要があります。

それでは御質問がないようですので、「西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付規程の制定について」を終わります。

次に、日程第14、報告第8号「西脇市保育施設等一時支援金支給事業実施規程の制定について」を議題といたします。担当課より報告をお願いします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

説明に対して、御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは御質問がないようですので、「西脇市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付規程の制定について」を終わり

ます。

次に、日程第15、報告第8号「西脇市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付規程の制定について」を議題といたします。担当課より報告をお願いします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

◎教育長

説明に対して、御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは御質問がないようですので、「西脇市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付規程の制定について」を終わります。

◎教育長

以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、このほかに委員様方、若しくは事務局から御意見等がありましたら御発言願います。

御意見等がないようですので、続きまして、各所属長からの諸報告に移ります。各課順番をお願いします。

—————〔報告…記述省略〕—————

◎教育長

報告が終わりました。何か御質問がありましたらお願いします。

御質問がないようですので、各所属長からの報告を終わりたいと思います。

それでは、次に、次回の定例会の開催日時について協議をします。事務局からお願いします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

————— 協 議 —————

◎教育長

それでは、次回の定例会を4月22日水曜日、午後3時からと決定いたしますので、御予定をお願いします。

以上をもちまして、本日の定例教育委員会を閉会といたします。御苦

労様でした。

————— 閉 会 —————

この会議録は、会議の事実と相違ないことを認め、西脇市教育委員会
会議規則第17条第2項の規定により、次に署名します。

令和 年 月 日

西 脇 市 教 育 長

西脇市教育委員会 委 員

西脇市教育委員会 委 員

会 議 録 作 成 者